

## 令和3年第3回定例教育委員会 議事録

1. 日 時 令和3年3月25日（木） 16時30分開会  
17時40分閉会
2. 場 所 長与町役場 4階 第1委員会室
3. 出席者 教育長職務代理者 古賀清彦  
委 員 廣田敬子  
委 員 仁田千都子  
委 員 山本 淳
4. 会議に出席した職員  
教育長 勝本真二  
教育次長 山本昭彦  
教育総務課長 宮司裕子  
生涯学習課長 北野靖之  
教育総務課 課長補佐 峰 修子  
学校教育課 課長補佐 木須美樹  
学校教育課 主 任 中村彩香
5. 会議日程  
開会  
  
日程第1 会議録の承認について  
  
日程第2 報告  
  
日程第3 議事  
(1) 議案第3号 長与町学校事故調査委員会規則について  
(2) 議案第4号 令和3年度学校給食費の額について  
(3) 議案第5号 長与町立小・中学校区の見直しに伴う選択校区の  
取扱いに関する要綱について  
(4) 議案第6号 長与町適応指導教室事業要綱について  
(5) 議案第7号 新図書館整備計画検討委員会規則について  
(6) 議案第8号 令和3年度会計年度任用職員の採用について  
(7) 議案第9号 長与町教育委員会事務局職員の異動について  
(8) 議案第10号 令和3年度学校医等委嘱について  
  
日程第4 その他

- (1) 令和3年度予算、主要な施策について
- (2) 長与町第2期教育振興基本計画について
- (3) 令和3年度新規採用教職員辞令交付式・町立小中学校  
入学式への参列について

閉会

#### 議事録

##### ○山本教育次長

皆さんこんにちは。

定足数に達しておりますので、令和3年第3回定例教育委員会を開催いたします。

初めに、勝本教育長に御挨拶をお願いいたします。

##### ○勝本教育長

改めましてこんにちは。

桜の満開宣言も出され、本当に春たけなわの季節になってまいりました。

先程は、令和2年度の退職者辞令交付式に御参列いただきまして、誠にありがとうございました。

お陰様で、卒業式も、小・中共に順調に進みまして、昨日、無事、修了式を迎え今年度を終わることが出来ました。

大きな事件、事故等もなく終わることが出来たのは、やはり子供たちをはじめ、先生方、保護者の皆さん、地域の皆さん、そして委員の皆さんの御協力のおかげだと、本当に感謝いたします。本当にありがとうございました。

今日は、御手元にありますように、多くの議案が予定されておりますので、効率的に会を進めたいと思いますので、御協力の程よろしく願いしまして、甚だ簡単でございますが、開会にあたっての挨拶にかえさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

##### ○山本教育次長

それでは次に、2月19日に開催いたしました、教育委員会の会議録につきまして御承認をお願いいたします。

御承認いただけますでしょうか。

##### ○教育委員

はい。

##### ○山本教育次長

ありがとうございました。

次に、次第4の報告の教育行政に移りたいと思います。

資料の1ページをお開きください。

初めに教育総務課です。

本日、定例教育委員会の前に、今年度で退職されます教職員の方へ退職者辞令交付式を行っております。

学校教育課では、3月16日に中学校、それから3月18日に小学校の卒業式が行われました。

生涯学習課です。社会教育委員会を初め、それぞれの委員会におきまして、今年度における事業報告、それから令和3年度の事業計画案が示されて、各委員会で承認がなされております。

3月21日、子ども会次期リーダー・育成者研修会を行っております。

子ども会の次期リーダーとなります児童17名と、各子ども会の代表者21名が参加をしまして、子ども会についての研修を行っております。

以上が教育行政でございます。

次に(2)の学校事故でございます。

学校事故でございますが、教職員による交通事故、物損事故でございますけれども報告が1件あっております。

(3)の委任事項でございます。

こちら、委任事項はございません。

以上で4の報告を終わります。

これまでで御質問ございませんでしょうか。

○教育委員

ありません。

○山本教育次長

ないようでしたら、議事に移りたいと思います。

次第5の議事に移りますけれども、議事の進行を勝本教育長にお願いいたします。

○勝本教育長

では、議案第3号 長与町学校事故調査委員会の規則についての提案理由の説明を求めます。山本教育次長。

○山本教育次長

議案第3号 長与町学校事故調査委員会規則について提案理由を申し上げます。

3ページになります。

学校事故調査委員会を附属機関として設置したことに伴い、附属機関の設置に関する条例第2条に基づき、学校事故調査委員会の所掌事務や、調査委員会委員の運営に関し、必要な事項を定めるために規則を設けるものでございます。

詳細につきましては担当より説明をさせます。

○木須課長補佐

それでは、長与町学校事故調査委員会規則について御説明いたします。

文部科学省が平成28年3月に示した学校事故対応に関する指針では、死亡事故及び治療に要する期間が、30日以上を負傷や疾病などを伴う場合など、重篤な事故が発生した場合、基本調査に加え、教育委員会が必要と判断した場合は、学識経験者や学校事故対応の専門家などの外部専門家が参画した調査委員会において、より詳細な調査を行うことと示されております。

今年度、町内の小学校において、授業時間中に事故が発生し、1名の児童においては、治療に要する期間が30日以上となる傷を負いました。

保護者から学校へ詳細調査の要望があり、詳細調査の要・不要を教育委員会で決定していただくためには、詳細調査を実施する機関を設置する必要があります。今回の規則は、その設置を可能とする規則であります。

全国の事例を見ても、天災や不慮の事故、人災等で命を落とす、又は大きな負傷や疾病を負うケースがあります。

本町といたしましても、事故を未然に防ぐ最大の努力をこれまで以上に積み上げることはもちろんですが、事故後の対応が適切にできるよう、規則を設置するものです。

このような流れの中で、3月9日、令和3年第1回定例会において、附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例が可決され、新たに長与町学校事故調査委員会が設置されることとなりました。

この条例の改正を受け、本規則を提案する形となります。

規則の内容に入ります。

第1条にはその趣旨を、第2条では所掌事務を、第3条で調査対象となる場合と、調査内容について示しております。

第4条は、調査委員会の委員委嘱について。第7条で、会議の成立について。第10条で関係者の出席について定めております。委員には、第11条で守秘義務を課しております。

以上、御審議の程よろしく願いいたします。

○勝本教育長

ありがとうございました。

では、議案第3号についての質疑はありませんか。

これまでも、いじめ等の委員会や他でも話してきたのですが、重大事案等が起きた時に、調査委員会を設置しようとしてもどうしようもないと、きちんと設置しておいて、いつでも動けるような体制にしておくことが大事じゃなかろうかということで、今回こういう規則を設けて、体制を整えていく必要があるということですのでしています。

ご質問等ありませんでしょうか。

ないようでしたら承認ということでよろしいですか。

○教育委員

はい。

○勝本教育長

では承認と認めます。

続きまして、議案第4号 令和3年度学校給食費の額について、提案理由の説明を求めます。

○山本教育次長

議案第4号 令和3年度学校給食費の額についての提案理由を申し上げます。

長与町学校給食運営委員会規則第2条に基づき、教育委員会からの諮問により審議された事項につきまして、運営委員会より答申がありましたので、御報告をし、令和3年度の学校給食費の額につきまして、承認をお願いするものでございます。

詳細につきましては担当より説明をさせます。

○木須課長補佐

それでは、令和3年度学校給食費について御説明いたします。

令和3年1月19日付で諮問がありました、令和3年度学校給食費の額につきまして、御手元の資料のとおり、長与町学校給食運営委員会から答申が出されました。

今回の答申は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、書面決議により行われ、全会一致で、御手元の額が答申案とされました。

9ページの参考資料を御覧ください。

1食単価に年間給食回数を乗じ、11月で割った額を次の学校給食費としております。

食材費である月額は、本年度と変更はございません。

また、令和2年度から食材費振込料として、1人当たり年間55円をいただいておりますが、昨年10月の十八銀行と親和銀行の合併により、振込手数料が実質的減額となり、当初の見込額よりも低くなりました。

そこで、次年度の手数料も同様となることを予測して、答申では、55円の振込手数料を10円とし、4月分の給食費を、小学校が4,153円、中学校が4,815円とさせていただきたいと思っております。

答申とは異なる提案ですが、食材費ではございませんので、この食材費振込手数料での御審議をよろしくお願いいたします。

○勝本教育長

では、議案第4号への質疑等はありませんでしょうか。

何か質問等ございませんか。

ないようでしたら、承認ということでよろしいでしょうか。

○教育委員

はい。

○勝本教育長

では、承認と認めます。

続きまして、議案第5号 長与町立小・中学校区の見直しに伴う選択校区の取扱いに関する要綱についての提案理由の説明を求めます。

○山本教育次長

資料の11ページになります。

議案第5号 長与町立小・中学校区の見直しに伴う選択校区の取扱いに関する要綱について提案理由を申し上げます。

2月の定例教育委員会で承認をいただきました選択校区の廃止へ移行する措置について、今後の具体的な選択校区の取扱いを要綱で定めるものでございます。

詳細につきましては、担当より説明をさせます。

○木須課長補佐

それでは長与町立小中学校区の見直しに伴う選択校区の取扱いに関する要綱について御説明いたします。

2月の定例教育委員会において、選択校区の廃止へ移行する措置についての決定を受け、これらの見直しに伴う選択校区の取扱いについて、具体的に要綱を策定いたしました。

第1条でその趣旨を、第2条では用語を定義しております。

第3条では、現在の選択校区について、別表第1に示し、第4条で小学校の選択校区の廃止、第5条で経過措置について定めております。

第6条、第7条は中学校区に対応するものです。

第8条に、令和3年度から令和16年度までにおける原則的な取扱いを、別表第2に定めております。

16ページをお開きください。

別表第2の(1)令和3年度までと、17ページ(2)の令和4年度から令和7年度までの校区の取扱いの原則を並べて御覧ください。

17ページの1番下の右の欄に、選択校として、長与第二中学校を追加しております。

これは中学校区変更を円滑にするための経過措置となっております。

続きまして、17ページ(2)と(3)令和8年度の表を御覧ください。

令和8年度の入学生から選択校区を廃止いたしますので、小学校に1年生の欄を追加しております。

次に、(3)、(4)令和9年度の表を御覧ください。

先程お話ししました追加の欄を1年生、2年生としております。

次に、(4)の表と(5)令和10年度の表を御覧ください。

小学校の追加の欄を1年生から3年生としております。

(6)、(7)の表は、同様の欄が1年生から4年生、1年生から5年生と、1学年ずつ上がっていきます。

(8)の表は、小学校の選択廃止が終了する年度であるため、小学校の欄が一つになっております。

(9)、(10)の表では、小学校で追加されたように、中学校の欄に、1年生、1年生から2年生の欄が追加されております。

(11)令和16年度で全ての学年において、新しい制度が確定することとなります。

以上となります。御審議の程よろしく願いいたします。

○勝本教育長

では、議案第5号への質疑はございませんか。

前回、規則の一部改正についての話をしていたので、おおよそのことはお分かりであったと思います。

では、質問がないようでしたら承認ということでよろしいですか。

○教育委員

はい。

○勝本教育長

では承認と認めます。

続きまして、議案第6号 長与町適応指導教室事業要綱についての提案理由の説明を求めます。

○山本教育次長

議案第6号 長与町適応指導教室事業の要綱について提案理由を申し上げます。

適応指導教室事業をこれまでの内規による事業運営から、事業の目的や、事業運営などを明確にし、要綱による事業運営を行うために定めるものでございます。

詳細につきましては担当より説明をさせます。

○木須課長補佐

長与町適応指導教室事業要綱について御説明いたします。

適応指導教室「いぶき」は、平成19年4月に設立され、これまで不登校

及び不登校傾向の児童生徒の指導を中心に運営を行ってまいりました。

これまで内規により運営を行っていましたが、要綱により運営することとし、本要綱を提案するものです。

第1条において目的を、第2条において名称を定めました。

第3条では事業内容、第4条で開室日、第5条で対象者を定めました。

入室に際しての申請を第6条で、入室の決定について第7条に、通室許可証の交付については第8条に定めております。

「いぶき」の目的にございますように、学校復帰や社会的自立への目途が立った児童生徒につきましては、第9条により退室の手続きをとってもらうこととします。第10条で所管の職員を定めております。

所管は学校教育課となります。

「いぶき」に通室することをもって、学校の出席と同様の取扱いになることを第11条に定めております。

第12条には、その報告の方法を定めました。

第13条により、通室は保護者の責任によるものとしております。

第14条に、事故の対応について、を定めております。

御審議の程よろしくお願いいたします。

○勝本教育長

では、議案第6号について質疑はございませんか。

○山本委員

御説明ありがとうございました。

初歩的な質問で申し訳ないんですが、これまでの内規による運営から要綱による運営に変更するということで、どのように変わるのでしょうか。

よろしく申し上げます。

○木須課長補佐

お答えいたします。

内容といたしましては、これまで内規で行っていた運営と、要綱を定めた後というのは変わらないんですけども、明確にするという意味で、これまで要綱として定めていないことで、はっきりしないところもございましたので、今回からはきちんと要綱に定めて、共通理解として運営ができるようにしていきたいということで、要綱のほうを定めさせていただきました。

○山本委員

分かりました。ありがとうございました。

○勝本教育長

他にございませんか。

ないようでしたら、承認ということによろしいでしょうか。

○教育委員

はい。

○勝本教育長

では承認と認めます。

続きまして、議案第7号 新図書館整備計画検討委員会規則についての提案理由の説明を求めます。

○山本教育次長

議案第7号 新図書館整備計画検討委員会規則について提案理由を申し上げます。

新図書館整備計画検討委員会を附属機関として設置したことに伴い、附属機関の設置に関する条例第2条の規定に基づき、新図書館整備計画検討委員会の所掌事務や、検討委員会委員などの運営に関し、必要な事項を定めるための規則でございます。

詳細につきましては担当課長より説明をさせます。

○北野生涯学習課長

よろしくお願いいたします。

40ページをお願いします。

まず、新図書館整備計画検討委員会とはどういう組織かと言いますと、提案理由にもありましたように、今後、新図書館の整備、建設を計画するに当たりまして、新図書館に対する基本構想や基本計画の見直し、策定に係る提言や、整備に関する調査、検討、審議を行っていただく組織になります。

第3条の組織についてですけれども、委員会の委員は、優れた識見を有する者及び、一般公募した者のうちから教育委員会が委嘱するとしております。

なお、委員数は15名以内を予定しておりますが、委員の選定につきましては、図書館協議会、社会教育委員、小・中学校の代表者、図書館ボランティア団体、また学識経験者の他、一般の公募も2名程度を想定しております。

次に、第4条の任期でございますが、第2条の所掌事務が終了するまでの間で、教育委員会が定める期間としております。

次に、第7条の庶務ですが、この委員会の庶務は生涯学習課において処理するとしております。

なお施行日につきましては、令和3年4月1日からとしております。

以上、御審議の程よろしくお願いいたします。

○勝本教育長

では、議案第7号について、質疑はございませんか。

何かありませんでしょうか。

ないようでしたら、承認ということによろしいでしょうか。

○教育委員

はい。

○勝本教育長

承認と認めます。

続きまして、議案第8号 令和3年度会計年度任用職員の採用についての提案理由の説明を求めます。

○山本教育次長

議案第8号 令和3年度会計年度任用職員の採用についての提案理由を申し上げます。

教育委員会で業務をお願いする、町雇いの職員について、4月から新たに会計年度任用職員として採用をいたします。

併せて、公民館館長や、管理公社へ委託をしております職員も、教育委員会関係で異動がっておりますので、御報告をいたします。

詳細につきましては、担当課長より説明をさせます。

○宮司課長

資料の42、43ページをお開きください。

ここに掲載されています各指導員、相談員、教育支援員、ながよ検定採点員、計41名の方々を会計年度任用職員として採用する予定でございます。

新任の方の紹介をいたします。

教育相談員として、高田小学校、朝長浩二さん、高田中学校、宮田広明さんの2人、教育支援員の新任の4名の方々は、昨年度まで教育補助員として小学校1年生の支援に当たっておりましたが、今年度より、特別支援教育支援員として、配慮の要る児童の支援に当たるものです。

高田小学校の柴田陽子さん、洗切小学校の辻田幸子さん、北小学校の竹市景子さん、南小学校の綿谷奈津美さんの4名の方々です。

ながよ検定採点として波瀬照美さん、杉下麗香さんの2名の方を新たに採用する予定でございます。

44ページをお開きください。

館長・施設長一覧です。

長与町公民館長に、総合公園施設長から、山口正さん。

高田地区公民館長に、高田小学校長から宮本昭雄さん。

多目的研修施設館長に、介護保険課より谷本清さん。

長与町勤労青少年ホーム館長に、総務部長より中嶋敏純さん。

働く婦人の家館長に、政策企画課より久保平敏弘さん。

長与町図書館長に、高田中学校長より今井正志さん。

文化ホール館長に、収納推進課より山口利弘さん。

総合公園施設長に、働く婦人の家館長より中山庄治さん、以上8名の方々が異動となっております。

以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

○勝本教育長

では、議案第8号についての質疑はございませんか。

よろしいですかね。

○教育委員

はい。

○勝本教育長

では承認と認めます。

続きまして、議案第9号 長与町教育委員会事務局職員の異動についての説明をお願いします山本次長。

○山本教育次長

議案第9号 長与町教育委員会事務局職員の異動について説明をいたします。

3月19日に、4月1日付職員の人事異動につきまして内示がありましたので御報告し、承認をいただくものでございます。

次のページをお願いいたします。40ページです。

教育委員会の職員の人事異動につきましては、兼務辞令も含めまして、6名の異動の内示がっております。

まず、教育委員会理事兼学校教育課長の金崎理事が長与中学校に、その代わりといたしまして、長与中学校の田中校長が、教育委員会理事兼学校教育課長として着任をいたします。

それから、教育総務課長の宮司課長がこども政策課長として、代わりに議事課参事の森本陽子参事が昇格をいたしまして、教育総務課長として着任をいたします。

その他、教育総務課の田中優喜が産業振興課へ、代わりに福祉課より小林諒太郎が教育総務課へ、生涯学習課の萩原康祐と栗田 亮の両名が収納推進課へ、代わりに都市計画課の川崎勇剛、それと4月1日付新規採用の小宮拓真が生涯学習課に配属となっております。

なお、生涯学習課の田中竜飛が、学校教育課学務班も兼務することとなっております。

以上、よろしく願いいたします。

○勝本教育長

今の説明で何か質問等ございませんか。

○教育委員

ありません。

○勝本教育長

では承認と認めます。

続きまして議案第10号 令和3年度学校医等委嘱についての提案理由の説明を求めます。

○山本教育次長

資料47ページになります。

議案第10号 令和3年度学校医等委嘱について提案理由を申し上げます。

学校医等につきまして、任期満了に伴う委嘱となります。

詳細につきましては、担当より説明をさせます。

○木須課長補佐

48ページをお開きください。

西彼杵医師会、西彼歯科医師会、学校薬剤師部会からの推薦を受け、令和3年度学校医等委嘱一覧表のとおり、1年間委嘱することとしております。

長与北小学校の一般学校医 原田 大先生、高田小学校と高田中学校の眼科学校医 木下 博文先生、長与小学校の学校薬剤師 古賀 誠先生は、令和3年度から新規の委嘱となっております。

以上となります。よろしくお願いたします。

○勝本教育長

では、議案第10号についての質疑はございませんか。

これも、医師会に打診して、お願いたしますということですので、よろしいでしょうか。

○教育委員

はい。

○勝本教育長

では承認と認めます。

これで終わりたいと思います。事務局に戻します。

○山本教育次長

それでは、6番のその他に移りたいと思います。

(1)の令和3年度予算、主要な施策についてでございます。

こちらは令和3年度教育委員会関係歳出予算になります。

49ページになります。

下の教育委員会歳出合計を見ていただきますと、令和3年度の教育委員会歳出の総額が1,379,787,000円、前年度と比較いたしまして、198,531,000円、16.8%の増となっております。

次に52ページをお願いいたします。

こちら令和3年度一般会計予算の状況でございます。

長与町一般会計予算の歳出合計が、14,323,132,000円でございますので、教育委員会予算が占める割合は全体の9.6%ということでございます。

次に55、56ページをお願いいたします。

こちらの表は、令和3年度における主な事業でございます。

まず、教育総務課、10款教育費、2項小学校費の屋内運動場整備工事でございます。

こちらは、老朽化した長与小学校体育館の屋根と外壁等の改修工事を行うこととしております。

工事費と工事監理費合わせまして、143,200,000円を計上しております。

続いて下の生涯学習課です。

10款教育費、6項社会教育費、2目の公民館費につきましては、上長与地区公民館の外壁改修と、浴場跡をコミュニティーホールに改築する工事でございます。

それに伴う備品の購入等、工事費と工事監理費合わせまして、52,249,000円を計上いたしております。

また、5目の文化施設管理費では、町民文化ホールにおきまして音響設備入替工事、それと外壁改修工事を予定しております。

こちら、工事費と工事監理費を合わせまして、122,223,000円を計上いたしました。

そのほか、1つ戻りまして4目の文化振興費では、昨年購入をいたしました、長与三彩窯跡用地の第1期の発掘調査を行う予定でございます。

発掘調査委託料、調査のための倉庫解体工事、それから文化財整備工事を合わせまして、10,469,000円を計上いたしております。

以上が令和3年度の主な事業となります。

続きまして、57、58ページをお願いいたします。

最後に基金の状況でございますが、この表が令和3年度の予算書からの抜粋でございますので、この前年度末残高見込みというところが今年度の令和2年度の残高見込みの額ということになります。

まず、上から7つ目の21世紀ふれあい基金、こちらにつきましては、今年度残高見込みを、80,211,000円としております。

この基金より、青少年団体の研修補助として665,000円を支出予定でございまして、令和3年度末の残高見込額を79,546,000円としてお

ります。

またその下の教育振興基金につきましては、今年度、60,029,000円を積立てまして、今年度末残高見込みを397,164,000円としております。

以上が、令和3年度予算、そして主要な事業と基金状況でございます。

これまで御質問等ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

ないようでしたら、次に(2)の長与町第2期教育振興基本計画についてでございます。

御手元に委員皆様への依頼文書、それから、長与町第2期教育振興基本計画(案)と、教育委員会所管の部分の抜粋となりますが、第10次総合計画のほうを御用意させていただいております。

現在の長与町教育振興基本計画が、今年度、令和2年度までの計画となっております。

長与町の基本計画となります第10次総合計画に示されております、教育基本目標、それと戦略プロジェクトなどと整合性をとりながら、教育委員会で盛り込むべき施策や事業を検討いたしまして、令和3年度から令和7年度の5年間の長与町第2期教育振興基本計画の案を策定いたしております。

委員皆様におかれましては、この教育振興基本計画案を御一読いただきまして、他に盛り込むべき事業、訂正等あれば、4月9日までに御意見等をいただければと思います。

以上でございますけれども、御質問等ございませんでしょうか。

あまり時間も余裕がございませんけれども、読んでいただいてですね、検討いただければと思いますのでよろしく願いいたします。

それでは、次に移りたいと思います。

令和3年度の新規採用教職員辞令交付式、それから町立小・中学校入学式への参列について、事務局よりお願いをいたします。

#### ○峰課長補佐

失礼いたします。

令和3年度の着任式の御案内を先にご連絡をさせていただいておりましたが、着任式については開催せず、新規採用教職員の辞令交付式を開催させていただきます。

令和3年度新規採用教職員の辞令交付式を、令和3年4月1日木曜日15時30分より、役場2階第1会議室にて開催いたしますので、御案内申し上げます。

次に、令和3年度入学式への御案内をさせていただきたいと思います。

小学校が、令和3年4月7日、全ての小学校におきまして、午前10時より開始となっております。

また、同日、4月7日に中学校が午後の1時30分より開始となっておりますので、よろしくお願いいたします。

御出席を希望される学校に関しましては、この後、事務局の方にお伝えいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○山本教育次長

よろしいでしょうか。

後で事務局のほうに、希望される学校等をお知らせいただければと思います。

その他に、これで議題等は終わりでございますけども、委員皆様の方から何かございましたら、よろしくお願いいたします。

○古賀委員

ありがとうございました。

昨年は、小学校はグラウンドでの青空入学式だったですけど、令和3年度はどういうふうなお考えか、お聞かせいただきたいなと思います。

○勝本教育長

詳しくは聞いてないのですが、天候次第でしょうね。

天気であれば、運動場にする場合もあるだろうし、ただ今回あたり、結構ですね、修了式は学校でまちまちだったんですね。体育館でしたところもあるし、テレビ放送でリモートのするところもありました。

どうしても大きい長与小あたりは体育館ではちょっときついなということで、リモートで、テレビでというふうな格好で、ただ高田小学校は、体育館で修了式を行ったとか、学校でまちまちですので、もう少し時間をいただければと思っています。

○山本教育次長

他にございませんでしょうか。

他にないようであれば、これもちまして、定例教育委員会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。